

建設業法第20条第1項等により、特に内訳明示することとされている経費について

経 費	金 額	備 考
材料費		
労務費		
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、 法定福利費(事業主負担分)等は含まれない		
法定福利費(事業主負担分)		
建退共掛金		
※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、 元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上		
安全衛生経費		
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を 計上する		
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること 及び発注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法上禁止されています		

材料費

工事の施工に直接使用される材料の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。

なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

建設業法第20条第1項等により、特に内訳明示することとされている経費について

経 費	金 額	備 考
材料費		
労務費		
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、 法定福利費(事業主負担分)等は含まれない		
法定福利費(事業主負担分)		
建退共掛金		
※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、 元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上		
安全衛生経費		
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を 計上する		
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること 及び発注者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法上禁止されています		

労務費

工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。

基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。

また、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払う必要があります。

建設業法第20条第1項等により、特に内訳明示することとされている経費について

経 費	金 額	備 考
材料費		
労務費		
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、		
法定福利費(事業主負担分)等は含まれない		
法定福利費(事業主負担分)		
建退共掛金		
※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、		
元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上		
安全衛生経費		
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を		
計上する		
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること		
及び発注者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法上禁止されています		

法定福利費（事業主負担分）

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請業者に適切に支払うことが必要です。

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て支援金(※)	雇用保険料	労災保険料(※)
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	—
本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—

(※) 事業主が全額負担

★ 専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。

建設業法第20条第1項等により、特に内訳明示することとされている経費について

経 費	金 額	備 考
材料費		
労務費		
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、 法定福利費(事業主負担分)等は含まれない		
法定福利費(事業主負担分)		
建退共掛金		
※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、 元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上		
安全衛生経費		
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を 計上する		
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること 及び発注者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法上禁止されています		

建退共掛金

建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費です。

受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、上位の請負者が証紙又は退職金ポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を計上します。

★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、掛金を支払うのに必要な費用の計上が必要です。

建設業法第20条第1項等により、特に内訳明示することとされている経費について

経 費	金 額	備 考
材料費		
労務費		
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、 法定福利費(事業主負担分)等は含まれない		
法定福利費(事業主負担分)		
建退共掛金		
※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、 元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上		
安全衛生経費		
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を 計上する		
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること 及び発注者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法上禁止されています		

安全衛生経費

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。

安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のずれが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。

このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な安全衛生経費をできる限り明確にする必要があります。

なお、再下請をする場合は、再下請先分を含む安全衛生経費も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

(参考) 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて (国土交通省 HP)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target2